

# 令和6年度 第1回越前市市民自治推進委員会

日時 令和6年12月24日（火）  
午前10時～午前11時30分  
会場 市民プラザたけふ3階 中会議室2

## 次 第

- 1 自己紹介
- 2 委員長、副委員長の選任について
  - ・委員長 会務の総括、委員会の代表（規則第3条第3項）
  - ・副委員長 委員長が欠けたときは、その職務の代行（規則第3条第4項）
- 3 市民自治推進委員会について . . . 資料1
- 4 令和6年度の市民参画の主な取り組みについて
  - (1) 市民活動まつり2024 . . . 資料2
  - (2) 市民提案事業（令和6年度実施） . . . 資料3
    - 協働たねまる活動補助事業
    - 地域貢献活動支援補助事業
    - 地域自治振興事業（特別事業）
- 5 持続可能な地域コミュニティの再生について . . . 資料4
  - ① 区長依頼業務・自治振興会事業の見直し
  - ② 自治組織のあり方研究会設置（案）
  - ③ 自治組織のデジタル化
- 6 「越前市協働ガイドライン」の見直しについて . . . 資料5
- 7 その他

越前市市民自治推進委員会 委員名簿（令和6年度～令和7年度）

（敬称省略・順不同）

	氏 名	経 歴	備 考
1	伊東 知之 （再 任）	・ 仁愛大学地域共創センター長 ・ 仁愛大学人間生活学部 子ども教育学科教授	地方自治に識見を有する者
2	野村 卓正 （新 任）	・ 仁愛大学人間生活学部 健康栄養学科教授	地方自治に識見を有する者
3	野村 みゆき （再 任）	・ 市エコビレッジ交流センター主任 ・ 市食と農の創造審議会委員	地方自治に識見を有する者
4	田中 滋子 （新 任）	・ ロハス越前代表 ・ のっぽえちぜん副理事長	地方自治に識見を有する者
5	筏 洋介 （再 任）	・ のっぽえちぜん理事長	市民自治活動団体の推薦する者 （NPO 法人のっぽえちぜん）
6	矢野 栄幸 （新 任）	・ 市自治連合会役員（会計） ・ 吉野地区自治振興会会長	市民自治活動団体の推薦する者 （越前市自治連合会）
7	河端 美嘉 （再 任）	・ 公募委員	市民公募

# 市民自治推進委員会について

資料1

## 越前市自治基本条例の骨格

<b>前文</b>	
<b>第1章 総則</b> 第1条 目的 第2条 条例の位置付け 第3条 定義	
<b>第2章 市民自治の基本理念</b> 第4条 市民自治の基本理念	
<b>第3章 市民と市民自治</b> 第5条 市民の権利 第6条 市民の責務	<b>第5章 市議会</b> 第11条 市議会
<b>第4章 市民自治活動</b> 第7条 市民自治活動の原則 第8条 社会貢献活動 第9条 地域の自治 第10条 市民自治活動の支援	<b>第6章 市政運営</b> 第12条 市長の責務 第13条 職員の責務 第14条 情報の公開及び提供 第15条 行政の評価
<b>第7章 住民投票</b> 第16条 住民投票の請求又は発議 第17条 住民投票の実施	
<b>第8章</b> 第18条 市民自治推進委員会	
<b>附則</b>	

### 概要

- ・市民と行政の協働による市民自治という理念を、条例という形にしたものです。
- ・国の「憲法」に当たる、自治体運営の基本原則を定めた条例です
- ・「自立・自律」「参画」「協働」を条例の基盤としています（第4条）
- ・市民の権利を保障するとともに、市民の責務を明示しています（第5、6条）
- ・市民自らが行う公益的な活動（市民自治活動）を市民自治の推進の柱として位置付けています（第8、9条）
- ・住民投票について明示しています（第16、17条）
- ・「市民自治推進委員会」の設置を定めています（第18条）

1

## 第8章 市民自治推進委員会

(第18条)

市民自治の円滑な推進を図るため、また、この条例を守り育てるため、「市民自治推進委員会」を設置することを定めています。

1. 市長の諮問により、自治の推進に関する重要事項について審議し、市長に答申します
2. 市民自治活動の推進及び市民参画・協働の実施等について、市長に提言できます
3. 委員構成10人以内、任期2年

2

○越前市自治基本条例

平成17年10月1日

条例第1号

改正 平成28年3月18日条例第10号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 市民自治の基本理念(第4条)

第3章 市民と市民自治(第5条・第6条)

第4章 市民自治活動(第7条―第10条)

第5章 市議会(第11条)

第6章 市政運営(第12条―第15条)

第7章 住民投票(第16条・第17条)

第8章 市民自治推進委員会(第18条)

附則

越前市の豊かな自然環境は、わたしたちの生活に安らぎと潤いをもたらし、先人の英知と努力は、地域に産業を興し、輝かしい伝統や文化を培ってきました。

わたしたち市民は、この郷土を、希望を持って学び、働き、そして新しい命を育み、幸せに暮らすことができるまちとして発展させるとともに、日々の暮らしにおいては環境に配慮しつつ、将来にわたり持続可能な社会を目指さなければなりません。

市は、これまで、情報公開、個人情報保護、循環型社会の推進、男女共同参画や地域自治振興をはじめとする諸制度を整えながら、市民とともに考え行動していく協働の芽を育ててきました。

いま、社会の変革と分権型社会への移行とともに、自治体の役割と責任が拡大し、市民にあっても、自己決定・自己責任のもとに自らがまちづくりの担い手となる新しい自治の在り方が求められています。

わたしたち市民は、多様な社会経験と創造的な活動を生かし、ひとりの市民として、また組織の一員としてまちづくりにかかわる中で、市民自治を確立しなければなりません。

こうした認識のもと、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを市民の自覚と行動により築き上げることを決意し、ここに越前市自治基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、市民自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とします。

### (条例の位置付け)

第2条 この条例を越前市の自治の基本となる条例として位置付け、その原理に基づき他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たらなければなりません。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、勤め、若しくは通学する者又は市内に事務所を有する法人、市内で活動する組織その他の団体をいいます。
- (2) 参画 政策の立案から実施に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (3) 協働 共通の目的を持って課題解決を図ろうとするものが、それぞれの特性を尊重し、対等な立場で協力し取り組むことをいいます。
- (4) 市民自治活動 市民が住みよいまちづくりを目指し、自主的に行う多様な公益活動をいいます。
- (5) 町内会 町、字等の区域を単位とした自治組織をいいます。
- (6) 地区組織 おおむね小学校の通学区域を単位とした自治組織をいいます。

## 第2章 市民自治の基本理念

### (市民自治の基本理念)

第4条 わたしたち市民は、市政に関する情報を共有し、自らの判断と責任の下に市政に参画し、協働することを基調とした市民自治を確立することを目指します。

### 第3章 市民と市民自治

#### (市民の権利)

第5条 わたしたち市民は、市民自治の主体であり、市政に参画し、その意思を表明する権利を有します。

2 わたしたち市民は、前項の権利の行使に際し、性別、年齢、信条、国籍等によるいかなる差別も受けません。

#### (市民の責務)

第6条 わたしたち市民は、市民自治の主体であることを自覚し、自らの発言及び行動に責任を持ち、市民自治を確かなものとするよう努めます。

### 第4章 市民自治活動

#### (市民自治活動の原則)

第7条 わたしたち市民は、家庭、職場及び地域社会の中で、市民自治を担う一員として公共の利益のために自らできることを考え行動します。

2 わたしたち市民は、市民自治活動において、男女が共に社会の対等な構成員としてその個性及び能力を発揮するものとします。

3 わたしたち市民は、同様の目的を有する個人及び組織との連携及び情報交換に努め、互いの活動を尊重します。

4 市民自治活動を行う団体は、民主的かつ自主的運営を行います。

#### (社会貢献活動)

第8条 わたしたち市民は、NPO(民間非営利組織)、ボランティア等による市民自治活動を通じ、それぞれの適切な役割のもとで社会貢献に努めます。

#### (地域の自治)

第9条 わたしたち市民は、各地域において、その歴史、文化等の地域的特性を生かした豊かなまちづくりを目指し、市と協働して組織的に市民自治活動を行い、地域の振興を図ります。

2 わたしたち市民は、町内会又は地区組織における活動を通して、安全で安心な住みよいまちづくりの実現に努めます。

3 町内会その他の地域の振興を図る組織の代表者は、その構成員の意思を尊重し、意見を取りまとめ、市との協働を円滑に図るよう努めます。

#### (市民自治活動の支援)

第10条 市は、市民自治活動が果たす役割及び重要性を認識し、その活動を守り育てるよう努めるものとします。

2 市は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、市民との相互理解を深め、信頼関係を築くよう努めるものとします。

3 市は、その行政活動のうち、市民自治活動の特性を生かすことがより効果的であると判断される分野については、積極的に協働の機会を拡充するよう努めるものとします。

4 市は、市民自治活動を促進するため、情報の提供、相談、専門家の派遣その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

## 第5章 市議会

### (市議会)

第11条 市議会は、市民の意思を代表し、議決権、調査権等を持つ合議制の意思決定機関として、民主的な市政の発展に寄与するものとします。

2 市議会は、開かれた議会運営のため、その保有する情報の公開及び市民との情報の共有に努めるものとします。

3 市議会議員は、自らの役割を深く自覚し、政治倫理の確立に努めるものとします。

## 第6章 市政運営

### (市長の責務)

第12条 市長は、この条例を遵守し、市民自治の推進に努めるものとします。

2 市長は、総合的かつ計画的な市政の方針を明示し、その実現に向け職員を適切に指揮監督するとともに、職員の能力の向上を図り、効率的な行政運営に努めるものとします。

3 市長は、常に行政機構を見直し、機能的で簡素な組織づくりに努めるものとします。

### (職員の責務)

第13条 職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民自治の本質を理解して、誠実に、公正かつ効率的な職務の遂行に努めるものとします。

### (情報の公開及び提供)

第14条 市は、その保有する情報の積極的な公開及び提供を行うことにより、

市民との情報の共有に努めるものとします。

2 市は、公正で透明な市政の実現を図るため、適切な時期に市政について分かりやすく市民に説明する責任を果たすものとします。

3 市は、情報の公開及び提供に際し、個人の権利及び利益が侵害されないよう個人情報の保護に必要な措置を講ずるものとします。

(行政評価)

第15条 市は、各年度における主要な施策の成果を明らかにするとともに、適切な評価を行い、その結果を事後の施策に反映させるよう努めるものとします。

## 第7章 住民投票

(住民投票の請求又は発議)

第16条 選挙権を有する市民(市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいう。以下同じ。)は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票を求める条例の制定を請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

3 市長は、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

(住民投票の実施)

第17条 市長は、前条の規定による条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施するものとします。

2 前条第3項の条例による住民投票に参加できる者の資格として、必要に応じ、選挙権を有する市民のほか次の各号に掲げる者のいずれか又は両方を加えることができます。

(1) 市内に住所を有する年齢満18年未満の日本国籍を有する者

(2) 市内に住所を有する外国人(永住者、定住者等)

3 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関し必要な情報を市民に対して提供するものとします。

4 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

(平 2 8 条例 1 0 ・ 一部改正)

## 第 8 章 市民自治推進委員会

(市民自治推進委員会)

第 1 8 条 市は、市民自治活動及び市民参画の推進を図るため、市民自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとします。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。

3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。

4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重するものとします。

5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による 1 0 人以内の委員をもって構成し、当該委員は、市長が委嘱します。

6 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げません。

7 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

8 委員会に関し必要な事項は、別に規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市自治基本条例(平成 1 6 年武生市条例第 3 3 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 2 8 年 3 月 1 8 日条例第 1 0 号)

この条例は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成 2 7 年法律第 4 3 号)の施行の日から施行する。

○越前市市民自治推進委員会規則

平成17年10月1日

規則第1号

改正 平成19年3月31日規則第9号

平成31年3月25日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市自治基本条例(平成17年越前市条例第1号。以下「条例」という。)第18条第8項の規定に基づき、越前市市民自治推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員構成)

第2条 条例第18条第5項の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者によって構成する。

- (1) 地方自治に識見を有する者 5人以内
- (2) 市民自治活動団体の推薦する者 3人以内
- (3) 市民からの公募による者 2人以内

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、前条第1号の委員の中から委員会において選任する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席者がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(市民自治推進委員選考会)

第5条 市は、委員を選考するために、必要に応じて、市民自治推進委員選考会(以

下「選考会」という。)を置く。

2 選考会は、選考委員若干人をもって組織する。

3 選考委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会議員

(2) 市職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 選考会は、委員の選考に当たっては、広い分野から人材を起用することを基本とし、住民の意思を公平に反映できるように努めなければならない。

(解嘱)

第6条 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めた場合又は職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない非行があった場合は、選考会の意見を聴き、これを解嘱することができる。

2 前項の規定による解嘱は、当該委員に、解嘱の理由が説明され、かつ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民協働課において行う。

(平19規則9・平31規則6・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(委員会招集等の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の招集並びに当該委員会で委員長が互選されるまでの間の委員会の運営は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則(平成19年3月31日規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日規則第6号)抄

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



# 市民活動まつり2024報告

令和6年12月24日 市民自治推進委員会

## 事業概要

イベント名	市民活動まつり2024
目的	団体の情報発信、団体間の連携強化、市民意識の醸成 → <b>市民主体のまちづくりの推進</b>
主催	市民活動まつり実行委員会(NPO法人のっぽえちぜん)
日時	令和6年5月19日(日) 午前10時から午後3時
会場	市庁舎前ひろば、生涯学習センター
特記事項	<b>アースデイえちぜん</b> との合同開催



会場の様子 (生涯学習センター)



やしき踊り(武生民謡やしき保存会)



手話歌(手話サークル「ホトトギス」,パラダイス手話の会)



会場の様子 (市庁舎前ひろば)



吹奏楽演奏(ママさんプラスふくびよ隊)



詩吟(岳心流福井愛吟国風会)

## アンケート結果 (参加21団体から回答)

団体

満足度 **3.71** / 5段階評価

参加者数 **1,178**人

### 満足度理由 (一部抜粋)

- ✓ 昨年とは違い、会場が1つの場所だったので盛り上がった

※昨年度は市民プラザと市庁舎前ひろばの2会場で開催。  
お客さんが分散して盛り上がりには欠けたとの意見があった。

- ✓ アースデイと合同開催で賑わいも増した
- ✓ 駐車場が少ない、狭い
- ✓ eホールへの導線をもう少し作って欲しかった

## 令和6年度 採択事業一覧（公開審査会 7月7日（日）実施）

## 令和6年度協働たねまる補助金 対象事業一覧

単位：円

	団体名	事業名	事業内容	事業費（補助金）
1	NPO法人 越前市障がいスポーツクラブ	外部指導者による総合型地域スポーツクラブの発展	越前市初のソーシャルフットボールクラブの立ち上げに際し、外部指導者を導入、指導方法を学びながら自団体の指導者を育成し、育成した指導者を他団体に派遣することで、市内の総合型地域スポーツクラブの交流による活性化や人材育成を図る。	240,000 (400,000)

令和6年度地域貢献活動支援補助金（学生団体）対象事業一覧

		単位：円	
団体名	事業名	事業内容	事業費（補助金）
1	ふくいSMILEアクティボ 高校生による越前市活性化事業	越前市公認のYtuberユニット「越前クロニクル」のメンバーである若紫まいさんとコラボしたイベントを開催する。 ①「越前クイズチャレンジ」 来場者参加型のクイズ大会。福井県、越前市に関するクイズを中心に出题する。 ②「かぜゆかりパフォーマンス」 越前クロニクルのデビュー曲「かぜゆかり」の音源を使用し、高校生に自由にパフォーマンスしてもらう。 ③若紫まいさんのライブ、トークショー ④ブース 越前クロニクルのメンバーのサインやファンアート等を展示する。 ふくいスマイルアクティボや越前市のブースも製作予定。	136,000 (100,000)
2	仁愛大学 織田ゼミ にじいろ絵本プロジェクト ーブックトークを通して字が性の多様性ー	近年、性の多様性に対する問題意識が高まっている。越前市でも同性パートナーシップ制度が導入されたため、小さいうちから性の多様性について知っておく必要がある。様々なLGBTQ+の問題に関する絵本の収集や展示する絵本のPOP作成など、子どもとその親の性の多様性への知識の浸透に向けて、イベントを開催する。資料の展示やブックトーク、ワークショップを実施する。	100,000 (100,000)
3	仁愛大学 野村ゼミ 家庭における災害食備蓄推進プロジェクト	防災備蓄をしない人に向けて、市販災害食の展示・紹介や試食会を実施する。本事業をおして気軽に備蓄を始めてもらい、家庭での防災備蓄率の増加を目指す。また、市販災害食では食塩相当量が通常の献立よりも多いことがこれまでの調査で明らかになっており、災害避難中は塩分摂取過多になっていると予想される。減塩災害食を開発・普及することで、災害時における高血圧等の持病の悪化を防ぐ効果が期待でき、元々健康状態に問題が無い人にとっても適正な塩分摂取を期待できるようになる。	100,000 (100,000)
4	福井県立武生東高等学校 電気情報科 クレーンゲーム製作と地域交流	部品から全て自分たちで製作したクレーンゲームを越前市内のイベント（越前市ものづくりフェスタ、商工デパート等）に出店する。子ども達を中心に楽しんでもらうとともに、ものづくりへの興味を持ってもらうことを目的とする。 クレーンゲームには独自のコインを製作し無料でプレイできるようにする。	100,000 (100,000)
5	福井県立武生東高等学校 第2学年 チーム「伝統工芸品」 「伝統工芸品の魅力を家族層に知ってもらおう share×link ～伝統と今を繋ぐ架け橋に～」	越前市で行われているイベントや団体と越前草薙と越前和紙、越前うるしを組み合わせ、て伝統工芸品の魅力を家族層に知ってもらう。 ①小柳草薙にてフィールドワークを行う。 ②Fun Empathy主催の「たけふを歩こう」（10月予定）でワークショップ（ストラップ作り）を開催。	115,000 (100,000)

令和6年度地域貢献活動支援補助金（学生団体）対象事業一覧

		単位：円	
団体名	事業名	事業内容	事業費（補助金）
6 福井県立武生東高等学校 第2学年 チーム「スイーツ×六条大麦」	「スイーツを使った福井県産の六条大麦のPRのプランの立案と実践」	福井は六条大麦の生産量が全国一位だが、知名度はあまり高くはない。手軽で親しみやすいスイーツであるドーナツを、福井県産の六条大麦を使用して作り、県内外の人たちへ広める。県外の人にも福井県産の六条大麦のことを知ってもらうことが最終目的であるので、その前段階として、まずは県内の人に六条大麦について知ってもらうための本事業を行う。	100,000 (100,000)
7 福井県立武生東高等学校 第2学年 チーム「B級グルメ」	「福井の特産品を使用した越前市のB級グルメ（ボルガライズ）を広めよう」	県内外の人に福井県の食材の良さを知ってもらい、食べやすさ、美味しさ、面白さを取り入れたB級グルメを販売し、地域活性化につなげる。 ボルガライズをスティック状に加工した「ボルガライズ」を開発し、提携先に製作を依頼する。 「ボルガライズ」には紅しぎぶ（トマト）、福地鶏の卵、コシヒカリ等、福井県産の食材を使用する。	100,000 (100,000)
8 福井県立武生東高等学校 第2学年 チーム「飲もっさ！食べよっさ！楽しもっさ！With1だるまちゃん」	「飲もっさ！食べよっさ！楽しもっさ！with だるまちゃん」	1年次に武生東高校生徒を対象に「将来越前市に住みたいか」というアンケート調査を行ったところ118人中81名が「いいえ」と回答した。理由の一つである「楽しめるところが少くない」という意見に焦点をあて、中高生に人気の食べ物である、ハンバーガーやフラッツと、かこさんとさんのキャラクター「だるまちゃん」とのコラボを企画することで、楽しめる機会をつくり、交流、活性化に繋げる。越前市の中でも来訪者数の多いダルマちゃん公園を利用し、子ども、家族世代だけではなく、若い世代にだるまちゃんといふれあいあいうことができ、楽しめる場を提供する。 ①メニューの試作 ②「だるまちゃん」をモチーフにした、フラッツの容器やハンバーガーに立てる旗を製作。 ③「だるまちゃんカフェ」と称し、たけふ菊人形で商品を販売。	100,000 (100,000)

令和6年度地域貢献活動支援補助金（市民団体）対象事業一覧

単位：円

	団体名	事業名	事業内容	事業費（補助金）
1	一般社団法人 武高37オレンジーズ	UIJターナー促進のためのSNS活用プロジェクト事業	<p>①ウエルビーイングを推奨し、普及活動を行っている専門家を招いて、「広域地区（越前市・鯖江市・越前町・南越前町）の地域づくりの課題や可能性」及びウエルビーイングに関する講演会を開催し、居住者や企業・団体関係者にPRする広報や普及活動を行う。</p> <p>②人生の転換期を迎える県外の若者に向けて、広域地区の居住者や企業の幸せ美感の生活スタイル等を紹介する動画等を作成し、Instagramで情報発信を行う。</p> <p>③活動に共感してもらえらる地区内の団体・企業と連携を図り、団体・企業の広報(SNS)に掲載協力をボスター、チラシ等を通じて依頼し、活動の輪を広げる。</p> <p>④UIJターナー希望者からの地区内就職先企業を紹介する活動をサポートする。</p>	167,000 (100,000)
2	Fun Empathy	たけふを歩こう2024 ～まちなか今昔謎解き編～	<p>参加者に越前市の中心市街地をパンフレットを見ながら謎解きをしてもらう。謎解きの内容は中心市街地の昔と今の魅力（歴史や飲食店など）を伝えるものとする。また、謎を解きながら、各スポットで写真を撮ってもらい、謎解き体験の思い出を残せるパンフレットも作成してもらう。</p> <p>今回は、今までの「たけふを歩こう」にはなかった、謎解きやポルトラシルルーツの方の参加を促す。などの新たな要素を加え、参加率が低かった若者やブラジルルーツの方の参加を促す。</p>	140,000 (84,000)
3	武生センター合唱団	武生センター合唱団 創立50周年記念第42回定期演奏会	<p>創立50周年を迎えることから、多くの市民の皆様と共に歌う合唱団を組織し、記念コンサートを行う。また、越前市を中心に活躍する音楽家を招き、合唱構成「ぞうれっしやがやってきた」を発表する。</p> <p>第1回は合唱団演奏、第2部では、「みんなで歌いましょう」のコーナーを設け、歌う楽しさを感じてもらう企画を実施する。</p>	840,000 (100,000)

令和6年度 地域自治振興事業(特別事業)採択事業一覧

No.	団体名	事業名	概要	事業費	内示額
1	王子保地区自治振興会	「シン・王子保駅」 ～無人駅リニューアルで地域活性化～	「王子保駅」を活用し、地域の人々が気軽に立ち寄れる、立ち寄りたくなるスペースを創造することで、地域にコミュニケーションを復活させコミュニティを創造し、地域そのものの魅力や地域でのいろいろな活動を通しての若い人たちにPRし、意識づけ、参画を促す。 ・キッチンカーの設置、自習、ミーティング等ができる多目的スペースの整備 ・展示、ギャラリートーク、PRブースの整備 ・イベントの開催(音楽会、ミニコンサート、朝市・マルシェ、フリマ)	1,500,000	1,000,000
2	味真野自治振興会	「味真野茶普及促進事業」	歴史のある「味真野茶」について、2024年で味真野茶もみ唄全国コンクールの15周年となることを契機とし、茶もみ唄の講習会やお茶の茶摘み体験等の活動を通じて、味真野茶の普及促進に取り組みること、味真野茶の一層の振興と地域の伝統的文化の継承、地域の活性化を図る。 ・茶摘み、茶揉み体験、美味しいお茶の淹れ方講座の開催 ・茶もみ唄コンクール過去大会の最優秀者を対象としたチャampion大会の開催 ・味真野茶もみ唄の講習会と保育園児の指導 ・イベント等での味真野茶のふるまい ・茶摘み、茶揉みの様子の映像制作	535,000	316,000
3	南中山地区自治振興会	「スポーツの力で、地域を元気に！」 ～地域の未来は、私たちの手で創る～	2024年はパリオリンピックの開催年で、南中山地区はフエンジング競技金メダリストの見延選手の出身地区でもあることから、子どもから大人までの幅広い層を対象に地域全体で、選手の応援イベントやスポーツ学習活動に取り組みることにより、住民同士の交流の機会を作り、地域一丸となって「連帯意識」「郷土の誇り」を生み出し、地域活性化を図る。 ・地域の遺産として「フエンジングの歴史」を学ぶ機会の創出 ・選手の応援イベント、壮行会、フエンジング体験等の開催 ・選手を登場させた応援動画、五輪関係のPR動画を作成公開 ・懸垂棒・横断棒・幟旗等を地域内多数設置 ・SNSを活用した効果的なPR、広報活動の実施	855,000	684,000
				2,890,000	2,000,000



# 持続可能な地域コミュニティの再生

## 1 課題

<p>(1) 社会情勢の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少</li> <li>核家族化の進展</li> <li>価値観の多様化</li> <li>外国人市民の増加</li> </ul> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同意識や連帯感の希薄化</li> <li>自治組織の担い手不足</li> <li>地域コミュニティの活力低下</li> </ul> </div>	<p>(2) 地区組織の変遷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年3月 市地域振興事業交付金制度創設</li> <li>平成16年3月 市地域自治振興条例制定</li> <li>平成16年4月 市内13地区自治振興会設立</li> <li>平成16年9月 市自治基本条例制定</li> <li>平成17年10月 越前市誕生</li> <li>平成18年5月 全17地区自治振興会設立</li> <li>平成21年4月 市区長会連合会解散</li> <li>平成21年5月 市自治振興会連合会解散</li> <li>市自治連合会設立</li> <li>公民館主事を地域支援主事に併任</li> <li>平成21年度 地域支援員配置</li> <li>平成22年度 地区公民館のあり方に関する方針決定</li> <li>平成24年2月</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・地区組織の形態が様々</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治振興会</li> <li>区長会</li> <li>専門部会の構成</li> <li>雇用事務員の有無</li> </ul> <p>・R5連合会調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>..役員手当あり</li> <li>会長</li> <li>副会長</li> <li>事務局長</li> <li>会計</li> <li>..事務員配置あり</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>16地区</li> <li>15地区</li> <li>16地区</li> <li>15地区</li> <li>11地区</li> </ul> </div>
--	---

## 2 取組方針

<p>(1) 総合計画2023 政策30「市民自治と市民活動」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な町内自治と協働のあり方検討（区長協力業務のゼロベース見直し）</li> <li>持続可能な地域自治と協働、行政サポートのあり方検討（自治振興会事業のゼロベース見直し）</li> </ul>
--

## 3 取組み

<p>(1) 共通</p> <p>基礎調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課題を深掘りし、解決策を見出すための調査・調整</li> <li>R5.10月 区長・振興会に対するアンケート基礎調査</li> <li>R6.2月 自治連合会との合同勉強会(アンケート結果意見交換会、労働者協同組合制度)</li> </ul>	<p>(2) 区長協力業務</p> <p>区長協力依頼業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R6.4月 全ての市依頼業務について市民生活に与える影響も考慮し事前審査着手</li> <li>R6.6月 区長モニター配置(9地区10名)</li> </ul> <p>(3) 自治振興会事業</p> <p>地域ミーティング</p> <p>地域自治振興計画</p> <p>研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地区の自治振興事業で活動されている方々と話し合いを深め、地区の特色や現状・課題等を共有</li> <li>自治振興会の事業と組織についての整理             <ul style="list-style-type: none"> <li>..地区の主體的事業及び市が依頼する協働事業の廃止や統廃合、負担軽減化</li> <li>..役員の報酬や事務員の配置など、地区ごとに様々である現状を踏まえた体制強化</li> </ul> </li> <li>市と市自治連合会の協働により、持続可能な地域自治と協働のあり方について、複数年かけて研究</li> </ul>
---	--

### 4 自治組織のあり方研究会

#### (1) 目的

持続可能な町内・地域自治と協働のあり方について、過去の実績や前例にとられない(ゼロベース)見直しを進めるため、市自治連合会との協働により、様々な角度から有識者を交えた研究を重ね自治組織のあり方を見出す(研究の視点)

- ・自治振興会や町内会の担い手確保
- ・自治組織と行政の協働・サポートのあり方
- ・自治振興会と町内会や公民館、各種団体との関係 など

#### (2) 概要

- ・構成員 参加者や有識者は固定せず、自治連合会との協議により各テーマを設定
- ・開催形式 各テーマごとに、自治連合会との協議によりパネルディスカッションやセミナー、ワークショップ等設定
- ・期間 自治振興会や町内会の過度な負担にならないよう年に数回を複数年 ©改善できることがあれば随時反映

#### (3) 開催計画

- ・第1回 令和7年1月27日(月)
- ・以降 市自治連合会幹部会にて協議

#### (4) 参考

- ・第1回研究会有識者
  - 内山秀樹(うちやまひでき) ※市内活動
  - 所属：仁愛女子短期大学名誉教授
  - 元(株)サンワコン技術士(地域計画関係)
  - 坂口地区うらの町づくり振興会理事・里山部長
  - 専門分野：都市計画、まちづくり、住民自治、コミュニティデザイン
  - 活動：坂井市自治会に関する研修会「どうする町内会」講師<R4>
  - 「時空を超えて～58年前の絵との対話」実行委員長<R3～>
  - 福井ライフ・アカデミーふるさと未来講座「どうする町内会」講師<R2>
  - 古民家「A011E」(アオイイエ)代表(H21～) ※勾当原町グリーンツーリズムゲストハウス
  - 市民自治推進委員会 (H18～H25)※H22～25委員長

# 自治組織のデジタル化

## ■LINE公式アカウントを活用することでDXを実現する（手段）

- <メリット>
- ✓簡単に町内会のデジタル化が可能
  - ✓活動効率があがる
  - ✓情報発信の幅が広がる
  - ✓町内会と会員の距離を近づけることができる
  - ✓町内会メンバーに一斉に情報伝達が可能

▼参考/LINE画面



## ■専門人材の活用（市デジタル政策課）

- ①町内会及び自治振興会の関係者へ導入セミナーを開催し、普及推進する
- ②同様に「越前市公式アカウント」の登録促進をデジタル政策課と連携して案内し、登録者数の倍増を目指す

1

# 自治組織のデジタル化 | LINE公式アカウント導入

目的	自治組織へのLINE公式アカウント研修	期日/場所	2024/07/04(木) 19:00～ @市民プラザ
課題	業務関連の工数負担軽減	カテゴリ	自治振興会



### ◆地区代表者研修会（参加者：22名）

- 議題①自治会向けLINE公式アカウントの有効活用事例紹介  
 ②導入に向けての質疑応答

- 内容①加入時の伴走支援  
 ②利用推進と支援体制を提示

- 質疑①LINE情報漏洩問題  
 ②グループLINEとの違い  
 ③月額費用の問い合わせ など

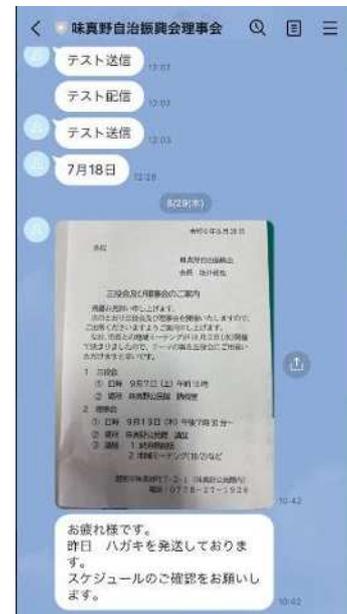
2

# 広報のデジタル化 | 自治振興会での配信事例

## ◆花筐自治振興会・公民館



## ◆味真野自治振興会理事会



# 協働ガイドラインの見直し

令和6年12月24日 市民自治推進委員会

1

## 協働ガイドラインについて

越前市自治基本条例  
H17(2005)年10月

市民と行政が協働し、自らの責任で自立した  
まちを作っていくための基本理念



理念を具体化



協働ガイドライン  
H20(2008)年4月

協働とは、「誰が」「何を」「どのように」行うの  
かを実践的に解説し、具体的な手順を示し、  
確実に協働事業を推進

2

# ガイドラインの構成

<b>第一章</b>	<b>協働とは</b> 協働の背景、定義、担い手、意義、効果
<b>第二章</b>	<b>協働を進めるための基本原則</b> 協働を進めるための7つの約束 ①目的共有 ②対等 ③相互理解・補完 ④責任明確化と時限化 ⑤公開 ⑥自主性尊重 ⑦自立化
<b>第三章</b>	<b>協働のシステム</b> 協働の環境づくり、手続き、形態、評価、財源、体制

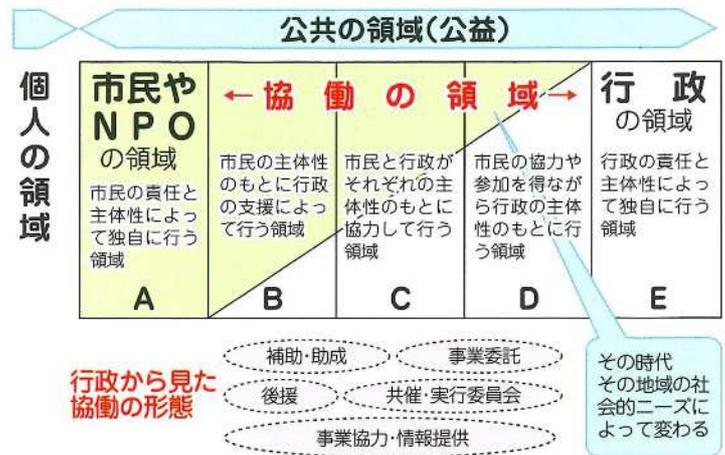
3

## 第一章 協働とは 協働の背景、定義、担い手、意義、効果

### 協働の目指すもの



### B・C・Dが協働の領域



4

## 第二章 協働を進めるための基本原則 7つの約束

### ①目的共有の原則

→協働の最終目的は、  
みんなが幸せにくらせること

### ②対等の原則

→お互いは対等なパートナー

### ③相互理解・補完の原則

→お互いの違いを認め、補い合おう

### ④責任の明確化と時限化の原則

→責任をもって、役割を果たそう

### ⑤公開の原則

→誰にでもわかりやすく説明  
できるように

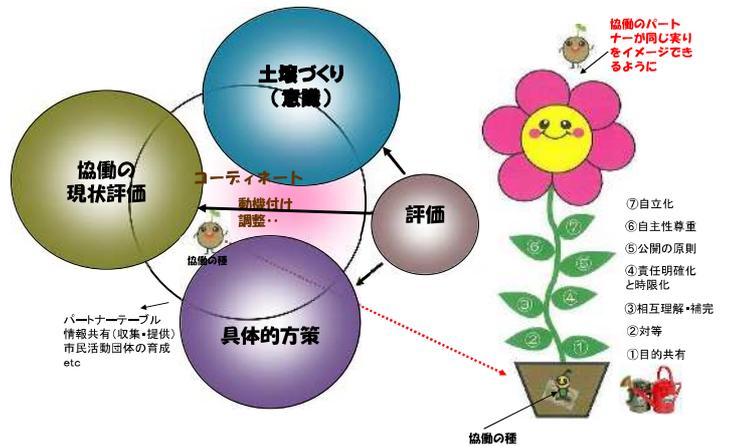
### ⑥自主性尊重の原則

→自主性を尊重しよう

### ⑦自立化の原則

→自立した存在になろう

### 協働に必要な土づくり(環境)と育てる7つの約束

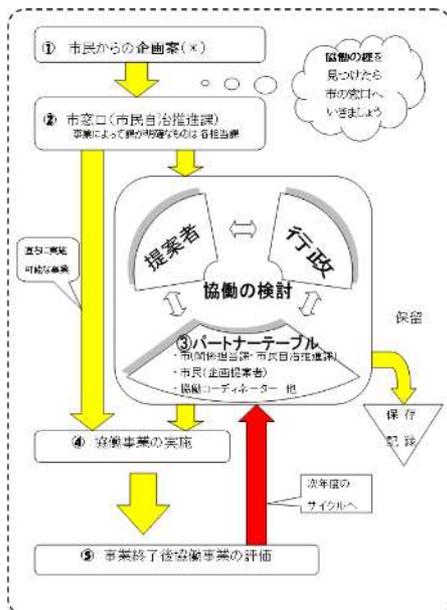


5

## 第三章 協働のシステム 協働を進める手順

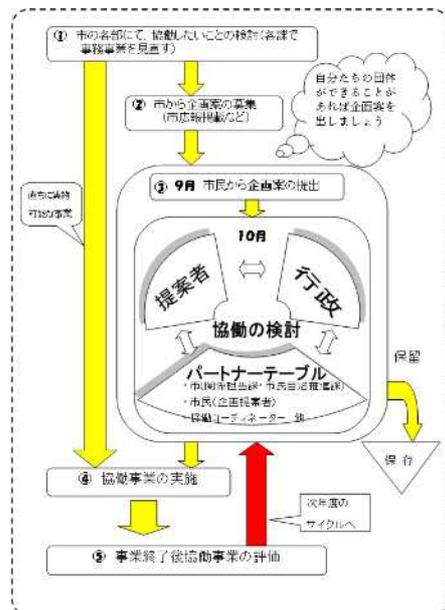
### 協働のプロセス A 【市民が市に提案する場合】

提案の方向： 市民 → 市 協働の主体： 市民、市



### 協働のプロセス B 【市が市民に提案する場合】

提案の方向： 市 → 市民 → 市 協働の主体： 応募団体、市

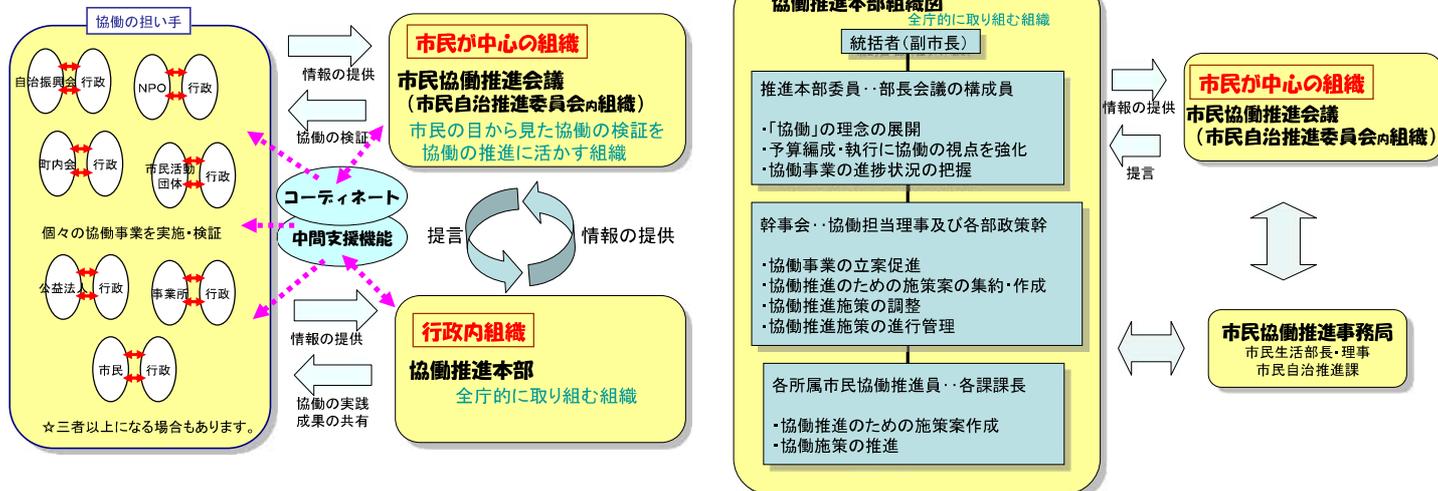


6

### 第三章 協働のシステム 協働を推進する体制

#### 協働推進本部（行政内組織）の設置

#### 市民協働推進会議（市民が中心の組織）の設置



7

## ガイドライン見直しの必要性

### ガイドライン策定から16年以上が経過

#### 社会全体では

- ・人口減少、少子高齢化の進行
- ・定年延長による就業期間の増加
- ・コミュニティの希薄化、担い手不足
- ・市民ニーズの多様化
- ・自然災害の頻発
- ・感染症拡大に伴う生活様式の変化
- ・スマホの普及とデジタル化
- ・事業者等も地域づくりの担い手に（多様な主体による協働）

#### 越前市では

- ・令和元年11月 市民プラザたけふオープン
  - ・令和5年3月「越前市総合計画2023」策定
  - ・外国人市民の増加
  - ・厳しい財政状況
- 〈～のつぼえちぜん要望書から～〉
- ・ガイドラインに掲げる協働の推進体制や市提案型事業の実施が確立できていない。
  - ・団体提案型事業の提案数の減少
  - ・協働に関する成果が公表されていない。
  - ・ガイドラインが市民に周知されていない。

現行のガイドラインの内容をベースに  
今の時代に合った内容、表現に修正

8

# ガイドライン見直しの基本方針

## (1)見直しの進め方

- これまでの協働事例等について意見交換、課題の洗い出し
- ガイドラインの古い表現等を事務局で一部修正し、補助事業のあり方や推進体制等、見直しが必要な項目について協議

## (2)各章における見直し項目

- 第一章、第二章については、序論や基本原則がメインとなっているため、事務局で一部表現を修正したものを確認いただく。
- 第三章「協働のシステム」については、補助事業のあり方や推進体制等、現状の課題解決に向け、今後の方向性について協議いただく。
- 概要版についても、広く周知を図るため、市民が理解しやすい内容にするための方策を検討。

9

# ガイドライン見直しの基本方針

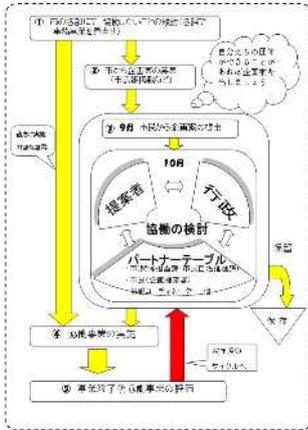
## (3)スケジュール(案)

- 第1回 R6.12月 見直しに関する基本方針、意見交換
- 第2回 R7.2月頃 意見交換、課題の洗い出し、見直しが必要な項目について今後の方向性を協議
- 第3回 R7.7月頃 見直し案の確認、再協議
- 第4回 R8.2月頃 ガイドライン改定案の全体確認
- R8.3月 協働ガイドライン改定
- R8.6月 委員任期終了

10

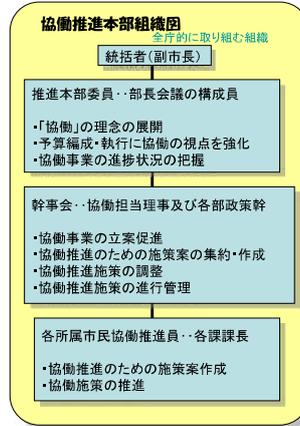
# ガイドライン見直し案①

## ガイドラインに沿っていない事項



◀スライド6再掲

当初は「行政発協働事業」として、協働プロセスBが機能していたが、双方の提案が乏しく実績が伴わないため、現在まで中断している。仕組みの外で、継続的に協働が定着している事業を把握する必要がある。



◀スライド7再掲

組織規程はあるものの、協働推進本部を機能させておらず、全庁的な取組みになっていない。市職員の入れ替わりがあるので、継続的に浸透を図る必要がある。

### 持続可能な仕組みに再構築できないか

# ガイドライン見直し案②

## 協働を推進する外部組織

### 市民自治推進委員会

- ・自治基本条例に設置規定
- ・市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、答申
- ・附属機関の委員
- ・任期2年
- ・選出区分(現在7人)
  - ①地方自治に識見を有する者 5人以内
  - ②市民自治活動団体の推薦する者 3人以内
  - ③市民からの公募による者 2人以内
- ・年2回程度 7月、2月開催

### 市民協働推進会議

- ・市民自治推進委員会内の組織
- ・市民の目から見た協働の検証を協働の推進に活かす組織
- ・任期2年
- ・幅広い市民で構成(現在9人)
  - ①市民自治推進委員会の4人が兼任
  - ②学識経験者1人
  - ③市民自治活動団体を代表する者1人
  - ④経済団体を代表する者1人
  - ⑤公益団体を代表する者1人
  - ⑥行政職員1人
- ・年2回 6月、2月開催
- ・市民活動に関する補助事業の公開審査会

### 統合を含めた組織機能の整理

# ガイドライン見直し案③

## 自主的な活動を支援する補助事業のあり方

たねまる活動補助金	地域貢献活動補助金
市と協働で実施することにより、地域の課題解決を図ったり、満足度の高い市民サービスを生み出すことができる市民活動団体等の企画事業に対し補助	越前市内で自主的に地域の課題解決や地域の活性化を図ることを目的に活動を実施している市民活動団体や学生団体の企画事業に対し補助

- |  |  |
|--|--|
| <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業提案数の減少傾向</li> <li>・事業終了後の定着</li> </ul> | <p>〈活動団体の声〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率が3/5で自己資金が必要</li> <li>・公開審査への抵抗感</li> <li>・随時審査による募集期間の長期化</li> </ul> |
|--|--|

## 市民活動団体が活用しやすい制度へ

# ガイドライン見直し案④

## 「越前市総合計画2023」を踏まえた内容の修正

- ・町内会や自治振興会の活動が活性化し、子どもから大人まで様々な人が地域活動に参加することで、住み続けたいと思える地域となり、市との協働により地域課題の解決に取り組めるよう、元気と活力のあるウェルビーイングな地域づくりを進める。
- ・区長への協力依頼業務、自治振興会事業をゼロベースで見直し、持続可能な地域自治と協働のあり方を検討する。
- ・市民交流センターを拠点とした市民活動の活性化を図る。



- 政策30 市民自治と市民活動**  
持続可能な地域コミュニティの再生、市民活動への支援推進など
- 政策31 人権尊重と男女共同参画**  
人権講演会の開催などによる人権意識の啓発、男女がともに活躍できる環境づくりなど
- 政策32 多文化共生**  
多文化共生の意識啓発と醸成、外国人市民への生活支援など